

平成28年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年4月28日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成28年4月28日（木）午前10時02分開会・開議

- 第1 議会選第1号
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会選第2号
- 第5 発議案第4号
- 第6 発議案第5号
- 第7 議案第63号から議案第66号まで
- 第8 議席の指定
- 第9 （総務常任委員会付託案件）
議案第63号、議案第64号、議案第66号
（社会文教常任委員会付託案件）
議案第65号
- 第10 議案第67号
- 第11 議案第68号
- 第12 議案第69号
- 第13 議案第70号
- 第14 議案第71号
- 第15 議案第72号
- 第16 議案第73号
- 第17 議会選第3号
- 第18 議会選第4号
- 第19 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君

9番	渡 辺 慎 一 君	10番	坂 下 善 英 君
11番	大 森 幸 平 君	12番	高 野 庄 嗣 君
13番	中 川 直 美 君	14番	中 川 隆 一 君
15番	中 村 良 夫 君	16番	佐 藤 孝 君
17番	猪 股 文 彦 君	18番	近 藤 和 義 君
19番	祝 優 雄 君	20番	竹 内 道 廣 君
21番	金 田 淳 一 君	22番	岩 崎 隆 寿 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三 浦 基 裕 君	副市長	金 子 優 君
教育長	児 玉 勝 巳 君	総合政策監	池 町 円 君
会計管理者兼 兼会計課長	原 田 道 夫 君	総務課長兼 兼事務局長	渡 邊 裕 次 君
総合政策課長	渡 辺 竜 五 君	行政改革課長	源 田 俊 夫 君
世界遺産推進課長	安 藤 信 義 君	財務課長	池 野 良 夫 君
地域振興課長	加 藤 留 美 子 君	交通政策課長	本 間 聡 君
市民生活課長	中 川 宏 君	税務課長	坂 田 和 三 君
環境対策課長	鍵 谷 繁 樹 君	社会福祉課長	市 橋 法 子 君
高齢福祉課長	後 藤 友 二 君	農林水産課長	伊 藤 浩 二 君
観光振興課長	大 橋 幸 喜 君	産業振興課長	市 橋 秀 紀 君
建設課長	清 水 正 人 君	下水道課長	野 尻 純 一 君
学校教育課長	吉 田 泉 君	社会教育課長	越 前 範 行 君
両津病院管理部長	小 路 昭 君	監査委員局長	計 良 隆 弘 君
農業委員会事務局長	佐々木 雅 文 君	危機管理幹事	中 原 岳 史 君
庁舎整備幹事	猪 股 雄 司 君	契約管理幹事	矢 川 和 英 君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	太田一人君	議事調査係	杉山雅浩君

臨時議長の紹介

○事務局長（村川一博君） おはようございます。

本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、祝優雄議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

祝議員、議長席にご着席願います。

〔祝 優雄議員議長席に着く〕

○臨時議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました祝優雄でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を行います。議員各位のご協力何とぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（祝 優雄君） ここで、申し上げます。

このたび熊本地震により多くの方々がお亡くなりになりました。ここに深く哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。皆様のご起立をお願いします。

〔全員起立〕

○臨時議長（祝 優雄君） 黙祷。

〔黙 祷〕

○臨時議長（祝 優雄君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。

午前10時02分 開会・開議

○臨時議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員22名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回佐渡市議会臨時議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

仮議席の指定

○臨時議長（祝 優雄君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席のとおり指定をいたします。

日程第1 議会選第1号

○臨時議長（祝 優雄君） 日程第1、議会選第1号 佐渡市議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（祝 優雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（祝 優雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（祝 優雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○臨時議長（祝 優雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（祝 優雄君） 投票漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（祝 優雄君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、佐渡市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、大森幸平君及び13番、中川直美君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（祝 優雄君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票、無効7票であります。

有効投票中、岩崎隆寿君 15票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により4票であります。

以上のとおり岩崎隆寿君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました岩崎隆寿君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

岩崎隆寿君の発言を求めます。

〔議長 岩崎隆寿君登壇〕

○議長（岩崎隆寿君） 先ほどの選挙により議員各位よりご推挙され、新議長に就任した岩崎隆寿でございます。改めましてその職責の重さに身の引き締まる思いではありますが、全身全霊で佐渡市及び佐渡市議会の発展に一生懸命頑張る所存でありますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、佐渡市も合併後13年目を迎え、市民が議会に求めるものもますます大きなものになってきていると感じております。私は、市民の負託に応えられる議会、市民の目線に立った議会というものの再構築が急務であると痛感しておりますので、全力でその実現に取り組んでまいりたいと考えております。また、

さきの選挙において非常に多くの若い議員の皆さんが当選されてきました。まさに今こそ若い新人の皆さんとこれまでの佐渡市の歴史をつくり上げてきたベテランの議員の皆さんとが一体となって、新しい佐渡市議会をつくり上げることができる最大のチャンスではないかと捉えております。そういった意味で私に与えられた任期の中で議会基本条例の制定や倫理条例の制定、また議員定数の削減の議会改革に向けて全力で頑張る所存であります。また、本来の二元代表制の一翼を担う議会でありますので、引き続き行政の監視機能と政策立案機能、その強化に向け邁進いたしますので、議員各位におかれましては絶大なるご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますことを心よりお願い申し上げます。私の所信表明といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（祝 優雄君） 以上をもちまして臨時議長の職は終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

ここで、新議長と交代のため20分間休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時29分 再開

〔議長、臨時議長と交代し議長席に着く〕

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程の追加

○議長（岩崎隆寿君） お諮りします。

ただいまお手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第2から日程第18を追加し、順次議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第2から日程第18までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、1番、北啓君及び3番、室岡啓史君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 議会選第2号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議会選第2号 佐渡市議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、大森幸平君及び13番、中川直美君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票21票、無効投票1票。

有効投票中、金田淳一君 12票

近藤和義君 9票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

以上のとおり金田淳一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された金田淳一君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

金田淳一君の発言を求めます。

金田淳一君、登壇願います。

〔副議長 金田淳一君登壇〕

○副議長（金田淳一君） ただいま副議長の選挙で当選をさせていただきました金田淳一でございます。私は、今私に与えられたその大きな責任に大変緊張しております。議会は執行部に対する監視、チェックという権能、それと同時に私は市民の代表として皆さんの意見を伺い、政策にそれを反映させる、それも大きな仕事だというふうに考えております。副議長に就任させていただきましたので、その点を一生懸命取り組んでいきたいと思ひますし、各議員、各会派から平等に意見を聴取し、この議場で自由闊達な建設的な議論が繰り広げられるよう新しい議長とともに頑張っていきたいというふうに思っております。あわせて私たち議会議員に与えられたこのままでいいのかという自らに対する考え方についても、先ほど新議長が議会基本条例というふうなお話もありましたけれども、その点についても真摯に学び、方向づけをしていきたいというふうに考えております。それには議員各位及び執行部のご協力がなければできません。協力をお願いして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日程第5 発議案第4号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、発議案第4号 議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔16番 佐藤 孝君登壇〕

○16番（佐藤 孝君）

発議案第4号

議会報編集特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年4月28日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	中 川	隆 一
	〃	坂 下	善 英
	〃	中 川	直 美
	〃	竹 内	道 廣
	〃	近 藤	和 義
	〃	祝	優 雄

” 山 田 伸 之

議会報編集特別委員会の設置について
佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 特別委員会の名称
議会報編集特別委員会
- 2 付託事件
 - (1) 議会報の編集及び発行に関すること
 - (2) 議会広報に関すること
- 3 委員の定数
9人
- 4 期間
議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う
- 5 費用
予算の範囲内
議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 発議案第4号 議会報編集特別委員会の設置についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第5号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、発議案第5号 議会改革等特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔16番 佐藤 孝君登壇〕

○16番（佐藤 孝君）

発議案第5号

議会改革等特別委員会の設置について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年4月28日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 孝
賛成者 ” 中 川 隆 一

” 坂 下 善 英
” 中 川 直 美
” 竹 内 道 廣
” 近 藤 和 義
” 祝 優 雄
” 山 田 伸 之

議会改革等特別委員会の設置について
佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

議会改革等特別委員会

2 付託事件

- (1) 議会基本条例に関すること
- (2) 議員定数に関すること

3 委員の定数

10人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 発議案第5号 議会改革等特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任について

○議長（岩崎隆寿君） 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行います。

常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した資料のとおり、議長において指名いたしました。

念のため事務局長からその氏名を朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、常任委員、議会運営委員、特別委員の氏名につきまして朗読させていただきます。敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会

広瀬 大海

山田 伸之

渡辺 慎一

大森幸平	中川直美	中川隆一
岩崎隆寿	竹内道廣	
社会文教常任委員会		
北啓	宇治沙耶花	荒井眞理
駒形信雄	高野庄嗣	金田淳一
祝優雄		
産業建設常任委員会		
室岡啓史	上杉育子	坂下善英
中村良夫	佐藤孝	猪股文彦
近藤和義		
議会運営委員会		
山田伸之	駒形信雄	渡辺慎一
坂下善英	大森幸平	中川直美
中川隆一	猪股文彦	
議会報編集特別委員会		
北啓	宇治沙耶花	広瀬大海
山田伸之	荒井眞理	高野庄嗣
中村良夫	近藤和義	祝優雄
議会改革等特別委員会		
室岡啓史	上杉育子	山田伸之
荒井眞理	渡辺慎一	坂下善英
大森幸平	中村良夫	佐藤孝
猪股文彦		

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ここで、暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

休憩中に各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が開催され、それぞれ正副委員長が互選されましたので、その結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（村川一博君） それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長並びに副委員長につきまして朗読いたします。

総務常任委員会委員長	山田伸之
副委員長	広瀬大海
社会文教常任委員会委員長	駒形信雄

副委員長	宇 治 沙耶花
産業建設常任委員会委員長	坂 下 善 英
副委員長	室 岡 啓 史
議会運営委員会委員長	中 川 隆 一
副委員長	中 川 直 美
議会報編集特別委員会委員長	高 野 庄 嗣
副委員長	北 啓
議会改革等特別委員会委員長	渡 辺 慎 一
副委員長	上 杉 育 子

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） ここで、市長より発言を求められているので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） おはようございます。まず、このたびの市議会議員選挙で市民の皆様の負託を受けられて本日の臨時市議会へ臨まれました議員各位に深く敬意を表させていただきます。私自身去る4月18日より市長としての仕事をスタートさせていただいています。行政経験はございませんが、これまでの民間で培ってきた経験、キャリアを生かしながら、その視点も持って佐渡の再生に向けて精いっぱい努力していきたいと考えております。

この佐渡市は、多くの課題を抱えています。人口減少及び高齢化、地場産業の再生、後継者の育成、医療、介護の充実、航路や空路の問題など、懸案は山積しております。また、7月には佐渡金銀山の世界文化遺産登録へ向けての国内推薦の結果も出る予定となっております。このように喫緊の課題もあれば、長期的な戦略を組み立てながらしっかりレールを敷いていかなければいけないものまで多種多様です。それを1つずつしっかり吟味、精査しながら着実に推し進めていかなければならないと思っております。これらを実のあるものにより効果的な施策として実現するためには、これからも幅広く市民の皆様の切実な声や意見を吸い上げて、それを生かす行政でなければならないと考えております。市民はお客様であり、市民は株主であると、この意識を市職員の中に徹底させながら、市民の皆様と手を携え、市議会におきましても闊達で建設的な議論を交えていただきながら佐渡再生への道を進んでいきたいと考えております。この議会におきましても皆様の今後の協力をお願い申し上げまして、本日のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 初めての市長が就任しての臨時の議会ではありますが、ひな壇のほう見ると課長が非常に少ないのではないですか。これはどういうことですか。今ほどの市長の話ではないけれども、市民はお客様、株主なのだから、ぜひスタッフ出てきてご挨拶ぐらいあってもいいのではないかと私は思うのだけれども。

○議長（岩崎隆寿君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 今ほどの件でございますけれども、本日の臨時会におきましては議会人事を中心とします、専決処分の承認等、議案等につきましてはごく少数ということで、今回につきましてはこのようなメンバーで臨んでおります。この後6月議会に向けまして、改めまして課長、主幹含めまして顔を出したいというふうに思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） やっぱり船出が大事で、この後って6月でしょう。船出が大事で、今回の選挙結果から見ても頑張るのだぞというところが私要るのではないかと思うのだけれども、これ以上言ってもしょうがないのですね。議長のほうで取り計らいをお願いします。

○議長（岩崎隆寿君） 議長のほうで取り計らいを行いたいと思います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 市長も議会もかわった。そして、人事もかわって、市民に顔を出すのはきょう初めて。さらに、委員会が決まれば6月を待たずして正副委員長と所管の課長、幹部が挨拶するのは当然のこと。今中川議員が言われたことは最も正当なことだと思います。したがって、午後には全員顔をそろえて、市民にも市長、幹部職員初めて顔を出すわけですから、そういうふうな形をとるのが当然だと思うので、議長においてはよろしく取り計らっていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの猪股議員の議事進行に対しまして、議長として取り計らいを行いたいと思います。

日程第7 議案第63号から議案第66号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、議案第63号から議案第66号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて。本案は、歳入歳出にそれぞれ5億2,591万4,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。補正内容は、歳入では、地方交付税や地方譲与税等の確定に伴う増額のほか、国から交付決定を受けた地方創生加速化交付金を予算計上し、歳出では、後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に5億2,591万4,000円を積み立てするものであります。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて。本案は、平成28年度税制改正に伴い、佐渡市税条例等の一部改正を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。主な改正内容は、固定資産税において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備にかかわる課税標準の特別措置について、発電設備を区分して特例割合を設けた上で適用期限を2年延長するものであります。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて。本案は、政令改正に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税及び後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を引き上げるもの、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。

議案第66号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ5,750万円を追加するものであります。補正内容は、平成27年12月26日から27日にかけて発生した冬季風浪災害にかかわる災害復旧経費を予算計上するもので、歳入では、その財源として地方交付税、国庫支出金及び市債を予算計上するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 就任された議長挨拶、副議長挨拶でもこのままでいいのか、これから変えなければいけない、また市長の挨拶でも市民は株主、お客様で、変えていかなければならないという話があったのだが、そこで聞くのだが、専決処分でさっき市長からも説明があったけれども、平成27年度の確定に伴うものだという事なので、そこで2つ聞きたい。

1つは、合併して13年目で、合併10年目以降財政的な特例措置がどんどん終わっていくということなわけだ。それが言われていて、その見直しもされた。地方交付税の関係をお尋ねをしたい。議員全員協議会のときに聞いたが、普通交付税が209億円と、特別交付税が21億円ということなのだけれども、これはこの割合でいいのか、昨年と比べてどういうふうになっているのかということを知りたい。もうちょっと詳しく言えば、例えばこの平成28年度から特別交付税は5%割合になるでしょう。普通交付税が95%で、平成28年度から5%になる。違うなら違うと言ってくれ。平成27年度が6%だったと思うのだけれども、その辺どうなのか。もう一つは、合併13年だから、学校統廃合とかどんどんやってきているから、基準財政需要額が減っているのです。その辺の関連も含めて財政の問題というのは極めて重要なので、前年に比べて減っているというのだけれども、本当に中身が減っているのかどうなのか、どういうふうに分しているのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目、地方創生の加速化交付金7,251万円ということが来たので、財源を振りかえたわけなのだが、今回出されている資料を見ると、前回3月の補正のときには極めて曖昧で、どういう形で突っ込むのかもわからなかった。例えば今回は広域連携のDMOでいくということが資料として出されていますね。前回私も指摘をしたけれども、大きく観光庁が示しているのは3つ。地域連携、広域連携、地域とこの3つのDMOを言っているわけなのだけれども、何で広域連携にしたのか。前は5つの事業として出していたものが、今回は3つのくくりで出していますね。前回の当初予算のときの総務文教常任委員会からも厳しい意見がこの問題についてはついているので、その辺の説明があってもいいのではないのかというのが1つ。もう一つは、結果的に前回当初予算のとき一体どこが担当課になってやるのかわからぬという話があったのだけれども、そうしたら総合政策課が担当課になってやるということだったのだけれども、今回の形で

もそういう形なのか、どの程度進んでいるのかも含めてもうちょっと説明あっていいのではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

まず、1点目の普通交付税の関係ですが、平成27年度の普通交付税の決定額は約209億円ですが、平成26年度との対比で約1億2,500万円ぐらい減になっておりますが、その主な要因というところにつきましては、特例措置が終わって、平成25年度に対しては縮減率で30%の縮減を行っていることがございます。それと、あとは単位費用の減というところもございまして、ただ減というところもございまして、増額の部分もございまして、それは例えば何かといいますと、まち・ひと・しごと創生事業などで増額の部分もあります。なので、そういうのをトータルいたしますと約1億円の減ということになっております。

それと、先ほど特別交付税の割合なのですが、これにつきましては以前は平成28年度は5%ということになっておりましたが、法改正になりまして、6%ですと維持していくということになっております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 渡辺総合政策課長。

○総合政策課長（渡辺竜五君） 地方創生加速化交付金についてご説明いたします。

3月は、大きくRE S A S及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業というくくり、これ3本事業ございます。もう一点が「世界に誇る絹と金のみち」広域周遊ルート誘客促進事業、これでご説明申し上げたところでございます。今議員からお話があった広域連携事業というのは、世界に誇る絹と金のみち、これは新潟県、他県を含めてセットで連携としてやるということで申請したところでございます。これにつきましては、大変残念でございましたが、国のほうの採択をとれなかったということで、3月29日に交付があったものはRE S A S及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業ということでございます。ですから、これにつきましては広域連携事業ではなくて、佐渡だけの事業というふうにご理解いただきたいというふう考えております。

あと、担当のほうは全体的な国との調整を含めて総合政策課がもちろん行っております。その中でRE S A S及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業の中には観光地域づくりのプラットフォームの構築、観光データベースの構築、ここは事業としてDMOも含めて観光振興課が行いますし、個々の事業でRE S A S分析を補完する佐渡版産業連関表、これについては総合政策課が担当するというところでございまして、全体の調整は総合政策課で行います。ただ、個々の事業については各課のほうで行うものもあるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 前段の地方交付税の問題、あなた方財政厳しい、厳しいとよく言うわけだ。今の課長の話だと、何ら問題ないと私は理解した。何言いたいかという、総務省も交付税は減らしていないのだよね、この間全然。全体として。だけれども、例えば平成26年度に比べると普通交付税で1.25億円減ったという、地方交付税が減っているのではないかという認識に陥るのです。そうではなくて、これは基準財政需要額と基準財政収入額の問題の中で何がどう落ちて1億2,500万円落ちただけだけれども、十分運営できていたという結果論になるのです。おまけに財政調整基金にまた5億円も積めるという、こういうことになるのだらうと思うのだけれども、平成26年度に比べて減るのだけれども、これはこういったこと

でつじつまが合っているのですよという、民間ならそういう株主に対する説明があるのだけれども、その辺どうかな。

2つ目、観光DMOの関係、3月のときも私指摘をしたけれども、新潟県内では57の事業が採択されたというふうに言われていて、中越のほうでは観光関係の広域連携やると。先ほどの総合政策課長の話だと、広域連携と地域だけのとあるのだけれども、観光庁が想定しているのは、法人を立ち上げていろいろ活用できる補助金を受ける受け皿をつくるべきだというのが観光庁の方針だろうと思うのだよね。そういう意味でいうと、3月にも指摘をしたけれども、いろんな地域ではもう既に法人をつくって、例えば観光協会と市が連携するとか、あるいは第3のあれをつくるとかやっているわけなのだけれども、その辺の方向性はどの辺ぐらいまで突っ込んでいるのかお尋ねしたい。

○議長（岩崎隆寿君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

普通交付税の関係ですが、先ほど普通交付税についてはマイナス1.2億円ぐらいと言いましたけれども、それと特別交付税もマイナス1億円ぐらい減っております。それと、もう一つ臨時財政対策債というのがございまして、これについても平成27年度と対比しますと約1億1,000万円ぐらい減額になっております。これら全てトータルしますと約3億円ぐらいのマイナスになっております。交付税は総額では維持されているというふうに先ほどありましたけれども、徐々に減っていているということは事実なので、今後も厳しく財政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 佐渡版DMOについてご説明いたします。

候補法人登録については、まだ佐渡市のほうは候補として法人のほうを挙げておりませんが、DMOの検討をする協議会をできるだけ早く立ち上げまして、あらゆる可能性を排除しないで検討しまして、その後候補法人のほうを登録を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 地方交付税の関係ですが、私総務省のホームページから持ってきているけれども、全体として減っていないので、臨時財政対策債とか国のやり方の悪いところはあるのだよ。だけれども、今やっぱりしっかりしていかなければならないのは財政問題、総額が減ったからどうのこうのではなくて、さっき言ったように学校減らせば地方交付税減るのです、何年かたてば。その結果として交付税が減るといってもしっかり押さえながら、減るではなくて今はどうなのかというところの分析が私は必要だろうということでここについては言っておきます。

観光DMOの関係ですが、そうすると法人格をつくってどうのこうのというところについては、そこが一番メインになってくるのだと思うのです、総合政策課のRESASを使った分析だけではなくて。そこが一番メインなのだけれども、その辺は、市長かわったので、ゼロベースで見直すのだから、その辺がよくわからぬけれども、それは変な言い方だけれども、地方創生のこういったものは用意ドンでスタートしてどれだけ早くやるかということが一つのポイントでもあるわけです。しかも、あなた方目標数値までやって、3年間たってそれが国から評価されて、さっきの地方交付税の関係でいえば、トップランナー方式で

はないけれども、頑張ったか頑張らないかで交付税に差つけると言っているのだから、その辺はどんな感じになっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

まず、DMOにつきましては観光庁のほうから考え方というのが示されております。法人登録についてはいろんな報道がされておりますけれども、法人登録する要件というのがございまして、観光地域づくりということですので、多様な関係者との合意形成をきちっとやってくださいということがございます。佐渡市の場合はまだその段階にきちっと行っておりませんので、今回の交付金7,000万円、かなり大きな金額を国から満額認められておりますので、そうしたものの使い方も含めて今後の佐渡観光がどうあるべきかということが多様な関係者の方々としっかり合意形成を図って、ではそのときに手法としてどういう法人のあり方がいいのかということを議論する必要があると思います。ですので、形というのはまず私は合意形成というのがしっかりできた後でやる必要があるというふうに考えておりますので、急がなければならないということは事実でございましてけれども、その合意形成をしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） これは国民健康保険税の限度額を上げるということを決めてしまいましたよということなのだけれども、国民健康保険運営協議会とかに諮った上で当然出てきているというふうに思うのだけれども、その辺はどんなふうになっているのかということをもっと聞いておきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

国の制度改正に伴いまして政令が改正されたことに伴う専決処分というような形で、国民健康保険運営協議会のほうにはかけていないのが現状です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 地方税法でいうと第703条の4第4項、今の課長の話だと国の本法が変わったから、変えたみたいな話なのだけれども、違うでしょう。国の本法は最高限度額で、それを超えることはできな

いのであって、上げなくてもこれは何ら問題がない話なのです。国民健康保険運営協議会に何で諮らないのですか。国民健康保険というのは、わかっていると思うのだけれども、執行権は市長にあります。条例化するのは我々議会にあります。その中間に国民健康保険運営協議会というのがあって、これが本当に妥当なのかどうなのかということ上げていくものなのです。しかも、今回条例改正しなくても限度額上がるわけではないでしょう。6月以降でしょう。6月議会に上がるのだから、そのときに運営協議会にしっかり諮って、市民の暮らしの状態や国民健康保険税の状態をこうなのだと、さあ、どうでしょうかと言ってやるのが国民健康保険運営上のルールではないですか。おまけに言えば、そのときに国民健康保険事業の事業計画も立てるわけでしょう。実際問題6月になってあなた方は国民健康保険運営協議会に諮る。限度額はもう既に勝手に上げておいて諮るわけでしょう。これおかしいのではないですか。だから、さっきの議長、副議長、市長の話ではないけれども、従来のやり方ではなくて、新しい市民目線に立って専決処分したのをやめて、今やめたところで何ら問題ないのです。6月から賦課されるのだから。地方税法の関係でも限度額はそれを超えることはできないものであって、上げなくてもいいものなのです。違いますか。何で運営協議会に諮らなかったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 中川市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） 確かに制度上限度額を設けるものでありますが、国のものが変わったことに準じて限度額を市のほうで定めておりますので……

○13番（中川直美君） 何でやらなかったかと聞いている。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開いたします。

説明を許します。

市民生活課長。

○市民生活課長（中川 宏君） ご説明申し上げます。

2月2日の国民健康保険運営協議会において、新年度からこのような改正がされるということで説明をし、了承を得ております。賦課期日が4月1日のため、専決というような形で提案させていただいております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 国の社会保障審議会の医療部会のやつ、例えば私平成27年12月20日付のやつを持っていますけれども、確かにここにはそういうようなこと言われています。まだ決まっていないのです、これ。あなた方というのはどんなものでも最近こういう国の審議会、そんなこと言えば社会保障、医療介護総合法案の関係でいえば、将来どうなるのかなんていっぱい議論されているのではないですか。これはそうではなくて、しっかり法に決まってからやっぱりやるものではないのですか。しかも、あなた方国民健康保険運営協議会というのは条例で明確に定めているでしょう。しかも、本算定でも何でもないところに聞

くということ自体がおかしいし、過去の不祥事でいえば、きちんとしたルールに基づいて、面倒だけれども、しっかりやりましょうよ、従来型のやり方を改めましょうよというのが市の公務員としてのあり方だったのではないですか。今の課長が悪いのではなくて、前の課長が多分悪いのだろうとは思っただけけれども、知らん顔していますけれども、そうではないですか。市長笑っていますが、どうですか。市長もあわせて答弁。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 中川議員の答弁になるかどうかはわかりませんが、基本的に前例主義というものを全て遵守すればいいというものではないというふうに思います。きっちり吟味した上で今までどおりの方法論でやればいいのか、あるいはこのタイミングでしっかり考え方を変えなければいけないのか、その辺も含めて今後の件についてはしっかり内部調整した上で諮りたいと思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号から議案第66号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前 11時23分 休憩

午後 4時01分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議席の指定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第8、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付のとおり指定いたします。

日程第9 （総務常任委員会付託案件）

議案第63号、議案第64号、議案第66号

(社会文教常任委員会付託案件)

議案第65号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第9、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について）。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億2,591万4,000円を追加する予算の補正を本年3月31日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものがあります。内容は、地方創生加速化交付金の交付決定及び地方交付税や地方譲与税等の確定に伴い歳入を増額し、その同額を財政調整基金に積み立てするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して承認すべきものとして決定しました。

意見。歳入、地方創生加速化交付金について。（1）、平成28年3月定例会における意見において、RE S A S及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業について、佐渡観光の危機的状況に鑑み、市が想定しているスケジュールは極めて冗長と断じたところであるが、まだその対応が具体的となっていないことから、早急に具体的なスケジュールを議会に示すことを求める。

（2）、各種の地方創生に関連する事業を成功させるには、佐渡市のみならず、近隣自治体との広域的連携は不可欠であることから、その整備を検討されたい。

（3）、庁内における執行体制を実効性あるものとするよう改めて検討されたい。

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、改正地方税法が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部改正を本年3月31日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、固定資産税における電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する課税標準の特例措置を2年間延長するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、平成27年12月に発生した冬期風浪災害に係る災害復旧経費を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5,750万円を追加するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これより総務常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより社会文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成28年3月31日に地方税法が改正されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、国民健康保険の中間所得層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の引き上げ及び保険税軽減措置にかかわる所得基準の緩和であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） ここに質疑を通告してあるとおりでありますが、全会一致で賛成だということなのですが、どのような理由で賛成をされたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

2月2日の国民健康保険運営協議会の中でも特に異論がなかったということであり、本委員会としては了としたものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 執行権は、これは国民健康保険は市長にある。条例にするのは議会にある。その中間にある国民健康保険運営協議会。今言った話だったら国民健康保険運営協議会が決めればよいという話になるのだけれども、その辺はどうなのかと。

2点ばかり聞きます。委員長報告の中にありますね。これは、一言で言うと国民健康保険税を4万円最高限度額上げるといふ増税案なのです。主な内容はとあなた方委員会審査報告書に書いてあるが、国民健康保険の中間所得層の保険税の軽減を図るといふのだけれども、国民健康保険の加入に占める所得割合、年間所得が300万円以下が89%なのです。国民健康保険の課税所得といふのはいびつだといふのはご承知のとおりなのだけれども、例えばよく問題にするモデル世帯という、年間所得400万円の夫婦、子供2人

ということになると、これは高所得層に入るので、国民健康保険の中では。こういった方々が今一番負担が大変だ、子供の貧困やいろんなことも言われて大変だと、そういった方々にもあなた方軽減の恩恵が受けられるのかどうなのか、1つ。

2つ目、限度額というのは都市型のものなのです。社会保障制度改革国民会議の中でも言われているのだけれども、都市基準で年収1,000万円以上の人が多い国民健康保険の場合、加入者が多かったら限度額上げれば下のほうが薄まるのだ。ところが、佐渡市みたいに所得そのものが低いというところになると何ら効果がない。過去のこの議案の説明では、限度額の引き上げで130万円がプラス、軽減することで140万円、差し引き10万円しかないというのです。そういう状況なのだけれども、限度額の超過世帯数というのはどのぐらいありましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 今の質問でございますけれども、高所得者といいますが、今回は中間層、特に5割軽減、2割軽減の者に視点を当てたものと了解をしております。

それから、都市部とやはり佐渡市の場合の状況が違うということで、佐渡市の場合は今までどおりのものでいいという判断であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第65号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題となっている専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の反対の討論を行います。

本会議の上程のときにもお話ししましたし、今も話をしましたが、まとめて4点簡単に言います。1つは、これそのものは限度額の引き上げと言いますが、結果的に最高限度額85万円を89万円に4万円も上げるものなのです。国民健康保険の加入者というのはもともと低所得者が多い。先ほど質疑をしましたように、都会ならば国民健康保険に入っている方々で年収1,000万円以上の方もいるから、上げることによって薄まるということはあるのだけれども、これは田舎ではあり得ないということです。国民健康保険税の状況はどうかといえば、ご案内のとおり滞納者が多くて払いたくても払えないという状況。今の経済状況の中で極めて悲鳴が出ているものであります。例えば佐渡市の経済状況どうかといえば、3月31日に新潟県が公表した平成25年度の市町村所得の経済動向でいいますと、20市の中で最も低くなっています。市町村所得では208万6,000円です。県平均が276万7,000円ですから、何と県平均より68万1,000円も低い。例えば高い新潟市と比べると88万円も低いというのが状況です。では、国民健康保険税どうかというと、県の国民健康保険団体連合会の平成27年度の調査でいいますと、例えば新潟市、県内では5番目なのですが、1人当たり10万5,317円。佐渡市は1人当たり10万4,480円。1人当たりの差額は837円しか変わらないのです。こういった経済状況でこういった賦課をされている。これは悲鳴が出るのは当然だということで

あります。

2点目、限度額の引き上げというのならば、本来上限なくして累進課税でしっかりやれば何ら問題ないことで、国民健康保険の制度そのものの矛盾であるということを指摘をしておきたいと思えます。

最後に、地方税法の中でも書かれていますが、市民の生活実態に合わせてしっかり課税していくということが今求められている。先ほども言いましたが、子育て世帯の貧困の問題などを考えたときに、限度額の引き上げは結局、中間層、中間層というのだが、加入者世帯の割合で見えたら、中間層ではなくて子育て世帯などに大きな負担がかかることになるのではないかと。もちろん本算定もありますが、なる、このことを申し上げて反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第65号に対する討論を終結いたします。

これより議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第10、議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員の任期が平成28年5月7日をもって満了となるため、佐藤辰夫氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 佐渡市教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第68号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第11、議案第68号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第68号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員の任期が平成28年5月7日をもって満了となるため、坂本葉子氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号 佐渡市教育委員会委員の任命について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号 佐渡市教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第12、議案第69号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第69号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、佐渡市監査委員の任期が平成28年5月6日をもって満了となるため、渡部直樹氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号 佐渡市監査委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 佐渡市監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第70号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第13、議案第70号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、猪股文彦君の退席を求めます。

〔17番 猪股文彦君退席〕

○議長（岩崎隆寿君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第70号 佐渡市監査委員の選任について。

本案は、議会選出の佐渡市監査委員の任期満了に伴い、その後任として猪股文彦氏を選任することにつ

いて議会の同意を求めるものであります。よろしく賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号 佐渡市監査委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 佐渡市監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

猪股文彦君の着席を許します。

〔17番 猪股文彦君入場〕

日程第14 議案第71号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第14、議案第71号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第71号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年5月7日をもって満了となりますが、引き続き金子精一氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第15、議案第72号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第72号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年5月7日をもって満了となりますが、引

き続き山本守氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。よろしく賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第73号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第16、議案第73号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第73号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案は、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年5月7日をもって満了となるため、田川和信氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第17 議会選第3号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第17、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行うこととし、その指名の方法は議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦とし、議長において指名することに決定いたしました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に駒形信雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました駒形信雄君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました駒形信雄君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました駒形信雄君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第18 議会選第4号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第18、議会選第4号 佐渡市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行うこととし、その指名の方法は議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦とし、議長において指名することに決定いたしました。

佐渡市選挙管理委員会委員には、仲川秀雄君、斎藤正君、稲場勇夫君、宮坂敬尊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を佐渡市選挙管理委員会委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました仲川秀雄君、斎藤正君、稲場勇夫君、宮坂敬尊君が佐渡市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、佐渡市選挙管理委員会委員補充員には、高橋廣道君、白井一之君、安藤猛君、金子守雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を佐渡市選挙管理委員会委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋廣道君、白井一之君、安藤猛君、金子守雄君が佐渡市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程の追加

○議長（岩崎隆寿君） 議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申し出を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第19 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決定いたしました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 祝 優 雄

議長 岩 崎 隆 寿

署名議員 北 啓

署名議員 室 岡 啓 史